

宮内スタリオンズ規約

第1章 総 則

- 第1条 (名称)本団は宮内スタリオンズ(以下団という)と称す。
- 第2条 (事務所)本団の事務所は宮内中学校区内に置く。
- 第3条 (目的)本団は、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。
- 第4条 (活動)本団は、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。
- (1) 各種スポーツ活動
 - (2) 体力テスト
 - (3) レクリエーション活動
 - (4) 文化学習活動
 - (5) 他団体との交歓交流活動
 - (6) 奉仕活動
 - (7) その他本団の目的達成に必要な活動

第2章 団員・指導者

- 第5条 (構成)本団は宮内中学校区の野球スポーツ少年団に加入している6年生をもって構成する。
- 第6条 (団への加入登録)本団への加入登録は、本団所定用紙にてこれを行う。又、加入登録に当っては、別に定める費用を同時に納入するものとする。
- 第7条 (有効期限)加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日からその年度末日までとする。

第3章 役 員

- 第8条 (役員)本団には、次の役員を置く。
- | | | | |
|-----|-----|-----|-------------|
| 団 長 | 1名 | 会 計 | 1名 |
| 副団長 | 1名 | 監 事 | 2名 |
| 指導者 | 若干名 | 代 表 | 4名 各チームより1名 |

-
- 第 9 条** (互選)前条の役員は、役員会の互選により選出する。
2. 団長は、本団を代表し、団務を統轄する。
 3. 副団長は、団長を補佐し団長事故ある時は、その職務を代行する。
 4. 指導者は、本団の活動を指導する。
 5. 会計は、本団の会計を担当する。
 6. 監事は、会計を監査する。
- 第 10 条** (任期)本団の役員の任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。
2. 本団の役員に欠員が生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 団育成母集団

- 第 11 条** 本団に団育成母集団を置く。
育成母集団については別に定める。

第 5 章 会 計

- 第 12 条** (会計)本団の会計は、団員の納める会費、育成母集団費、寄付金、補助金、その他の収入によって支弁する。会費については、別に定める。
- 第 13 条** 会費は団員 1 人当り 1 カ年 4,000 円とし、毎年 10 月に 4,000 円納入するものとする。
- 第 14 条** 本団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。
- 第 15 条** (規約の改正及び解散)本規約の改正及び、本団の解散は、育成母集団の 3 分の 2 以上の同意を得ねばならない。

附則

1. 本規約は、平成 20 年 8 月 1 日より試行する。